居宅介護支援事業重要事項説明書

社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺ケアプランセンター

居宅介護支援事業重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからない こと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年大阪市条例第20号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	
代表者氏名	理事長 塚原 昭人	
本 社 所 在 地 大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 18 号 (連絡先及び電話番号等) (法人本部事務室) TEL06 - 6771 - 7971 FAX06 - 6771 - 8961		
法人設立年月日	昭和 6年5月30日	

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	四天王寺ケアプランセンター		
介護保険指定事業所番号	大阪市指定(2771700032)		
事業所所在地	大阪市天王寺区玉造元町 1 番 29 号		
連 絡 先	TEL06-6763-4115 FAX06-6763-4165		
相談担当者名	居宅:松井 勝		
	大阪市天王寺区全域		
事業所の通常の	東成区 東小橋・玉津・大今里西・中道・中本		
事業の実施地域	中央区 玉造・上町・森ノ宮中央・法円坂・上本町西・東平・上汐		
	生野区 鶴橋・桃谷・勝山北・勝山南・生野西・生野東・舎利寺・林寺		

(2) 事業の目的及び運営の方針

	本事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関す
	る事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応
	じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、
事業の目的	本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利
	用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サ
	一ビスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設
	等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
	1. 利用者が要介護状態等 プょった場合においても、可能が限り居宅においてその有
	する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努め
	వ 。
運営の方針	2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基
	づき、適切な保健医療サービス及び福止サービスが、多様な事業者のから総合
	的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
	3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供され

- る居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4. 事業を行うにあたっては、利用者の所在する大阪市、在宅介護支援センター、地域 包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努 める。
- 5. 前4項のほか、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(を定める条例)(平成26年3月4日大阪市条例第20号)(プオごめる内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日 ただし国民の祝日及び 12 月 30 日~1 月 3 日を除く
営	業時	間	午前 9 時~午後 5 時 30 分

(4) 事業所の職員体制

│

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名 (介護支援専 門員との兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 4名 非常勤 1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

 居宅介護支援の内容	 提供方法	介護保険適用	利用料	利用者負担額
古七月 長又張の四日	近六万万	有無	(月額)	(介護保険適用の場合)
 居宅サービス計画の作成 居宅サービス事業者との連絡調整 サービス実施状況把握、評価 利用者状況の把握 給付管理 	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	有無 左の①~⑦の 内容は、居の 小護支援の 連業務とと で対象となる ものです。	下表のとおり	(介護保険適用の場合) 介護保険適用となる 場合には、利用料を 支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助⑦ 相談業務				

要介護度区分		
	要介護1・2	要介護3~5
取扱い件数区分		
介護支援専門員1人に当りの利	居宅介護支援費 I	居宅介護支援費 I
用者の数が 45 人未満の場合	(単位数 1,086)	(単位数 1,411)
	12,076円	15, 690 円
" 45 人以上の場合にお	居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費Ⅱ
いて、45 以上 60 未満の部分	(単位数 544)	(単位数 704)
	6,049 円	7,828円
" 45 人以上の場合の場	居宅介護支援費Ⅲ	居宅介護支援費Ⅲ
合において、60以上の部分	(単位数 326)	(単位数 422)
	3, 625 円	4, 692 円

◎ 1 単位は、11.12 円で計算しています。

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、 上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当 する場合は、上記金額より2,224円を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅 介護支援費 II 又はIII を算定します。

	加	算	加算額	算 定 回 数 等
	初回(単位数	加 算 300)	3, 336 円⁄回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援 者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計 画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成する場合
要介護度による区分なし	入院時情報連携 (単 位 数	加算(I) 250)	2, 780 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の 翌日を含む。
	入院時情報連携 (単 位 数	:加算(Ⅱ) 200)	2, 224 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な 情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
	退院•退所加第 (単位数	算 (I) イ 450)	5, 004 円∕回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

退院·退所加算(I)口 (単位数 600)	6, 672 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
退院・退所加算 (II) イ (単 位 数 600)	6, 672 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算 (II) ロ (単位数 750)	8, 340 平⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
退院 • 退所加算 (Ⅲ) (単位数 900)	10, 008 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
通 院 時 情 報 連 携 加 算 (単 位 数 50)	556 円/月	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科 医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同 席し、医師又は歯 科医師等に対して当該利用者 の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る 必要な情報の提供を行うとともに、医 師又は歯 科医師等から当該利用者に関する必要な情報の 提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録し た場合は、利用者1人につき1月に1回を限度 として所定単位数を加算する。(一月に1回の算 定を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算 (単 位 数 200)	2, 224 円⁄回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)

ターミナルケアマネジメント加算	4, 448 円⁄回	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備・利用者又はその家族の同意を得た上で、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
特定事業所加算 (II) (単位数 421)	4, 681 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価	基本報酬算定	居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

※ 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と 同一の建物に居住する利用者 ・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物(上記を除く。)に 居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 95/100 となります。

3 その他の費用について

① 交通費 利用者の居宅等が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した 交通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。
- 5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について
- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明 を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請 が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援 助を行うものとします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図るこ とで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前 や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利 用状況は別紙のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げ るとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者及び責任者

管理者

松井 勝

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそ れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ るときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限 の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等につ いての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危 険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ ことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった 場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- 密の保持について
- ① 利用者及びその家族に関する秘 ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報 の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切 な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適 切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」 という。)は、サービス提供をする上で知り得た 利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第 三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供 契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その 秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とします。

② 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名
介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要 業務中や業務の結果、または所有・使用・管理する施設に起因する事故で、

法律上の損害賠償問題が発生した場合の補償

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

- 11 業務継続計画(BCP)の策定等
 - (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
 - (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
 - (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

12 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 13 指定居宅介護支援内容の見積もりについて
 - (1) 担当介護支援専門員

氏 名 (連絡先:06-6763-4115)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	交通費の有無
有	円	0円	無

- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 14 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
 - O 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応 を決定します。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用者へ 必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
 - (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	大阪市天王寺区玉造元町 1 番 29 号
四天王寺ケアプランセンター	TEL 06-6763-4115 FAX 06-6763-4165
	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
	担当者 松井 勝

【区役所(保険者)の窓口】	大阪市天王寺区真法院町 20-33
大阪市天王寺区役所	TEL 06-6774-9859 FAX 06-6772-4904
保健福祉課 介護保険担当	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
大阪市東成区役所	大阪市東成区大今里西 2-8-4
保健福祉課 介護保険担当	TEL 06-6977-9859 FAX 06-6972-2732
	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
大阪市中央区役所	大阪市中央区久太郎町 1-2-27
保健福祉課 介護保険担当	TEL 06-6267-9859 FAX 06-6264-8283
	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
大阪市生野区役所	大阪市生野区勝山南 3-1-19
保健福祉課 介護保険担当	TEL 06-6715-9859 FAX 06-6717-1160
	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
【市役所の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢施策部	TEL 06-6241-6310 ガイダンス「2番」→「1番」
介護保険課	FAX 06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間 午前9時から午後5時30分まで
【公的団体の窓口】	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号
大阪府国民健康保険団体連合	TEL 06-6949-5418
会	受付時間 午前9時から午後5時まで

15 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、 当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表 します。

16 緊急時対応方法及び連絡先

	氏 名	続 柄
緊急連絡先	住 所	
	電番号	
	病院名	医師名
主治医	住 所	
	電播号	

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	2025 年 月	日	
-----------------	----------	---	--

上記内容について、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年大阪市条例第 20 号)」の規定に基づき利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

	所 在 地	大阪市天王寺区玉造元町 1 番 29 号
事	法 人 名	社会福祉法人四天王寺福祉事業団
業	事 業 所 名	四天王寺ケアプランセンター
者	管 理 者 名	松井 勝
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所	
们们往	氏	名	

代理人	住	所	
	氏	名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又は家族へ懇切丁寧に説明し、理解を求めます。
- ④ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるように求めます。
- ⑤ 前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス 事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不 当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービス の提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案 に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合に は、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況 の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変 更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健 康保険団体連合会に提出します。

- 6 要介護認定等の協力について
 - ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
 - ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。